

立命館大学国際関係学会会則

第1条（名称） 本会は、立命館大学国際関係学会という。

第2条（目的） 本会は、国際関係に関する学術の研究と普及を目的とする。

第3条（事業） 本会は、その目的を達成するため、次の事業を行う。

- | | |
|----------------------|-----------------|
| 1 機関紙「立命館国際研究」の編集と発行 | 3 研究会、講演会の開催 |
| 2 研究補助 | 4 その他前各号に関係する事業 |

第4条（会員）

(1) 本会は次の会員を持って組織する。

- | |
|-----------------------------|
| 1 本学国際関係学部に所属する教授・准教授・講師・助教 |
| 2 本学大学院国際関係学研究科前期課程院生 |
| 3 本学大学院国際関係学研究科後期課程院生 |
| 4 本学国際関係学部生 |

5 常任委員会において承認を得たもの

(2) 第1号会員の会員は教員部会、第2号および第3号の会員は院生部会、第4号の会員は学生部会を構成する。

第5条（総会）

(1) 通常総会は、毎年1回、常任委員会の招集によりこれを開催し、常任委員会より事業活動及び事業方針の報告を受け、監査委員より会計監査の報告を受ける。臨時総会は、必要に応じて常任委員会の招集によりこれを開催する。

(2) 総会において決議を要するときは、出席した会員の過半数をもって決する。

(3) 委任状または代理人による議決権行使は認められない。

第6条（役員）

(1) 本会に次の役員をおく。

- | | | | |
|--------|----|--------|----|
| 1 会長 | 1名 | 4 幹事 | 1名 |
| 2 副会長 | 1名 | 5 監査委員 | 3名 |
| 3 常任委員 | 5名 | | |

(2) 会長は、本学国際関係学部所属の専任教員より選出する。会長は本会を代表し会務を統括する。

(3) 副会長は本学国際関係学部所属の専任教員より選出する。副会長は会長を補佐し、常任委員会を主催して会務の運営にあたる。

(4) 常任委員は教員部会の会員より2名、院生部会の会員より1名、及び学生部会の会員より2名を選出する。常任委員会は副会長および全ての常任委員によって構成する。

(5) 幹事は、本学国際関係学部事務長とする。幹事は、会長の指揮に従い本会の日常業務の執行を補佐するものとする。

(6) 監査委員は、教員部会の会員より1名、同条第2号院生部会の会員より1名、および学生部会の会員より1名を選出する。監査委員は、本会の会計を監査し、監査の結果を総会に報告しなければならない。

第7条（事業の執行） 常任委員会は本会の業務を執行する。常任理事会は各年度の事業方針及び予算案を総会に報告しなければならない。また、前年度の事業内容及び決算について、監査委員会の承認を得てこれを総会に報告しなければならない。

第8条（経費） 本会の経費は、会費、補助金及び寄付金をもってこれにあてる。

第9条（会費）

(1) 本会の会費は次の通りとする。

- | | |
|-------------|------------|
| 1 第4条第1号の会員 | 年額 12,000円 |
| 2 第4条第2号の会員 | 半年額 4,000円 |
| 3 第4条第3号の会員 | 半年額 4,000円 |
| 4 第4条第4号の会員 | 半年額 4,000円 |
| 5 第4条第5号の会員 | 年額 8,000円 |

第10条（会計年度） 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終る。

第11条（会則の変更） 会則の変更は常任委員会の発議により、総会の承認を得なければならない。変更された会則は、総会の承認を得た時点で発効する。

附 則

1992年度より会員に大学院国際関係研究科院生を加える。

附 則（2000年7月4日会員の追加による改正）

この会則は、2000年7月4日から施行する。

附 則（2011年5月10日会員及び会費の見直し、評議委員会の廃止にともなう改正）

この会則は、2011年5月10日から施行する。

附 則（2012年1月24日会費徴収方法の変更に伴う改正）

この会則は、2012年4月1日から施行する。